

平成30年第1回春日井市議会定例会提出議案目次〔IV〕

議案番号	議 題	
第44号議案	春日井市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する 条例について……………	1
第45号議案	財産の処分について……………	4

第 44 号議案

春日井市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

春日井市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成30年 3 月13日提出

春日井市長 伊 藤 太

春日井市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

春日井市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年春日井市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条中「同法第36条」を「これらの規定を同法第36条第8項」に、「及び第36条」を「及び第36条第8項」に改める。

第5条第3項中「金額に第1号」の次に「又は第3号から第6号までのいずれか」を加え、「333円を」を「1人につき217円を」に改め、「267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については」及び「）を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人については300円）」を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた同条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号イに規定する障害補償年金及び同条第6号イに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

説 明

この案を提出するのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、補償基礎額に係る扶養親族加算額を改定する等のため必要があるからである。

第 45 号議案

財産の処分について

次の財産を処分したいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求める。

平成30年 3 月13日提出

春日井市長 伊 藤 太

- 1 場 所 春日井市大泉寺町字大池下290番260ほか66筆
- 2 物 件 土地
面積 37,989.3㎡
- 3 処分価格 3,031,200,000円
- 4 契約の相手方 東京都中央区日本橋茅場町一丁目14番10号
花王株式会社